

# 函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱

平成14年4月1日制定

沿革 平成16年12月1日改正  
平成17年1月1日改正  
平成17年3月7日改正  
平成23年4月1日改正  
平成29年12月1日改正  
令和4年4月1日改正

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、国および地方公共団体以外の事業者が行う廃棄物の処理施設等の設置等に関し必要な事項を定め、周辺環境の保全を図るとともに、廃棄物の再生利用および適正処理の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (2) 令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (3) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (4) 廃棄物処理施設 次に掲げる施設をいう。
  - ア 最終処分場 令第5条第2項および第7条第14号に規定する処理施設
  - イ 焼却施設 令第5条第1項に規定する焼却施設ならびに令第7条第3号、第5号、第8号、第12号および第13号の2に規定する

## 処理施設

ウ 中間処理施設 令第5条第1項（焼却施設を除く。），第7条第1号，第2号，第4号，第6号，第7号，第8号の2，第9号から第11号の2まで，第12号の2および第13号に規定する処理施設

エ 処分業施設 アからウまでに掲げる処理施設以外の処理施設で廃棄物の処分の用に供するもののうち，1日当たりの処理能力（1時間当たりの処理能力に稼働時間（稼働時間が1日当たり8時間に達しない場合には，8時間）を乗じて得た数値をいう。以下単に「処理能力」という。）が5トン以上のもの。

(5) 廃棄物処理施設の設置等 次に掲げる行為をいう。

ア 廃棄物処理施設の設置

イ 前号アからウまでに掲げる処理施設にあっては，法第9条または第15条の2の6に規定する変更（変更の許可を受けなければならない場合に限る。）

ウ 前号エに掲げる処理施設にあっては，次に掲げる事項の変更

(ア) 処理能力（処理能力が10パーセント以上増大する場合に限る。）

(イ) 設置場所

(6) 廃棄物処理施設設置者 廃棄物処理施設の設置等を行おうとする者をいう。

(7) 処分事業者 一般廃棄物処分業，産業廃棄物処分業または特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者および既に許可を受けている者をいう。

(8) 地域関係者等 次に掲げる者をいう。

ア 事業計画に係る敷地の境界に接する土地の所有者および当該土地を使用する権原を有している者

イ 事業計画に係る敷地を区域に含む町会等

ウ 事業計画に係る敷地の境界から概ね500メートルの距離の範囲内の居住者および事業活動を営む者

エ ウに掲げる居住者が属する町会等  
(市の責務)

第3条 市は、廃棄物処理施設の設置等に係る敷地の位置が都市計画上支障のない位置である場合に限り、廃棄物処理施設の設置等に係る許可を行うものとする。

- 2 市は、廃棄物処理施設の設置等および維持管理に関し、環境の保全および公衆衛生の向上を図るため、廃棄物処理施設設置者および処分事業者に対し指導、助言、監督その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、法第15条の2の2に規定する定期検査の結果の公表等により、廃棄物処理施設の運営の透明性を確保しなければならない。
- 4 市は、廃棄物処理施設の周辺地域の生活環境を保全するため、廃棄物処理施設を設置した者が次条第4項第2号に規定する環境モニタリングの結果、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに調査を行い、その結果を公表するものとする。
- 5 市は、法、令、省令およびこの要綱における廃棄物処理施設の設置等に関する手続等に関し、地域関係者等から説明を求められた場合は、これに応じるものとする。

(廃棄物処理施設設置者および処分事業者の責務)

第4条 廃棄物処理施設設置者および処分事業者は、廃棄物処理施設の設置等もしくは維持管理または廃棄物の処理に当たっては、法、令、省令その他の関係法令のほか、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 廃棄物処理施設設置者（処分業施設を設置する者に限る。）は、法第8条第2項第7号または第15条第2項第7号に規定する維持管理に関する計画に準じた計画を策定しなければならない。
- 3 廃棄物処理施設設置者および処分事業者は、廃棄物処理施設の設置等もしくは維持管理または廃棄物の処理に起因する公害および災害等の発生を防止するとともに周辺環境の保全を図り、市民の健康および財産に被害を与えないようにしなければならない。

4 廃棄物処理施設設置者および処分事業者は、前3項に規定するもののほか、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

(1) 騒音、振動、悪臭など環境に影響を及ぼすおそれがある廃棄物処理施設にあっては、適切な対策を講ずること。この場合において、市街化調整区域内での設置に当たっては、次の基準を満たすよう努めるものとする。

ア 騒音規制法（昭和43年法律第98号）に規定する第3種区域の規制基準

イ 振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する第2種区域の規制基準

ウ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に規定するA区域の規制基準

(2) 最終処分場ならびに処理水を生じる中間処理施設および処分業施設が、法第8条第2項第7号もしくは第15条第2項第7号に規定する維持管理に関する計画または第2項の規定による計画に基づく環境モニタリングの結果、周辺地下水または河川に影響を及ぼすおそれがあると判断される場合には、定期的に水質検査を実施し、その状況を確認すること。

(3) 廃棄物処理施設において破損その他の事故が発生した場合の生活環境への影響に備えるため、事故監視装置の設置などの監視体制、関係機関への連絡体制および事故時の対応等を、前号の維持管理に関する計画に明記すること。

5 廃棄物処理施設設置者および処分事業者は、前項第2号の規定により状況を確認した結果、周辺地下水または河川への影響が認められた場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

6 処分事業者は、北海道の区域外で発生した廃棄物を市の区域内において処分する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 市の区域内において焼却処分または最終処分を目的とする搬入をしないこと。

(2) 再生利用を目的として市の区域内に存する中間処理施設に搬入す

る場合には、北海道循環型社会形成の推進に関する条例（平成20年北海道条例第90号）第24条の規定に基づき、事前に北海道と協議すること。

（立地基準等の遵守）

第5条 廃棄物処理施設設置者は、廃棄物処理施設の設置等に当たって周辺の自然環境等への配慮や安全な地形の選定がなされるよう、処理施設の立地、敷地の造成等および構造等について市長が別に定める「廃棄物処理施設の立地に関する基準」（以下「立地基準」という。）、「廃棄物処理施設の敷地の造成等に関する基準」（以下「造成基準」という。）および「廃棄物処理施設の構造等に関する基準」（以下「構造基準」という。）を遵守しなければならない。

- 2 立地基準および造成基準は、廃棄物処理施設の設置等に係る敷地の位置が都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による工業専用地域または工業地域の区域内（同項第2号の規定による第2種特別工業地区の区域内を除く。）である場合は適用しない。
- 3 第2章から第4章までの手続を経て設置された廃棄物の処理施設等の敷地において、新たに廃棄物処理施設の設置等を行おうとする場合は、立地基準に適合しているものとみなす。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
  - (1) 中間処理施設、処分業施設または1日当たりの処理能力が5トン未満の処理施設のみが設置されている敷地において、最終処分場または焼却施設の設置等を行おうとするとき
  - (2) 当該敷地内の全ての廃棄物処理施設について第21条第2項の規定により廃止する旨の届出があった場合または建築物もしくは廃棄物の処理施設等の設置状況、稼働状況等から当該敷地内における全ての廃棄物処理施設が廃止されていると市長が判断したとき
- 4 最終処分場などの大規模な廃棄物処理施設を設置する場合は、事前に地質調査を行い、地質断面ならびに地下水の水位および流向を確認し、安全に配慮した事業計画を策定しなければならない。

## 第2章 廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議

### (事前協議)

第6条 廃棄物処理施設設置者は、廃棄物処理施設の設置等の事業計画（以下「事業計画」という。）に係る敷地が立地基準に適合すると確認したときは、あらかじめ事業計画について市長と協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。

#### (事前協議書の提出および住民周知)

第7条 廃棄物処理施設設置者は、事前協議を行おうとする場合は、別記第1号様式の廃棄物処理施設設置等事前協議書（以下「事前協議書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 廃棄物処理施設設置者は、市長に事前協議書を提出したときは、提出した日から5日以内に地域関係者等へ事業計画を周知（以下「住民周知」という。）しなければならない。
- 3 住民周知は、事業計画地が接する道路に面する場所で地域関係者等が視認できる箇所に、別記第2号様式による標識を設置して行うとともに、地域関係者等から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

#### (事前協議通知書)

第8条 市長は、廃棄物処理施設設置者から事前協議書の提出があった場合は、市の土地利用計画等との整合性および関係法令等に定める手続等についての確認を行い、その結果を別記第3号様式の事前協議通知書により廃棄物処理施設設置者に通知するものとする。

- 2 廃棄物処理施設設置者は、前項の事前協議通知書を受領したときは、その指示に従わなければならない。
- 3 第1項の事前協議通知書による通知は、市長が廃棄物処理施設設置者に対して廃棄物処理施設の設置等に関する権利を付与するものではない。

## 第3章 廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査

### (事前審査申請)

第9条 廃棄物処理施設設置者は、前条第1項の事前協議通知書により、

市の土地利用計画等に整合する旨の通知を受けたとき（当該通知を受けた日が住民周知を行った日から起算して 30 日を経過する前にあっては、30 日を経過したとき）は、市長に別記第 4 号様式の廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査申請書（以下「事前審査申請書」という。）を提出して事前審査を受けなければならない。

2 事前審査申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、添付できない図書があるときは、その理由を記した書面を添付するものとする。

(1) 事業内容を記載した書面

(2) 施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る書面

ア 施設の位置

イ 廃棄物処理施設の種類

ウ 処理する廃棄物の種類

エ 施設の処理方式

オ 施設の構造および設備

カ 処理に伴い生ずる排ガスおよび排水の量および処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）

キ 設計計算上達成することができる排ガス中の大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 6 条第 2 項に規定するばい煙量および同項に規定するばい煙濃度ならびにダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類の濃度（以下「排ガスの性状」という。），放流水の水質その他 の生活環境への負荷に関する数値

(3) 焼却施設、中間処理施設または処分業施設に関する書類

ア 位置図、配置図および造成計画平面図

イ 処理工程図および設計計算書

ウ 施設に係る平面図、立面図、断面図および構造図

エ 各設備の仕様書

オ 下水処理に関する書類

カ 処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法

(4) 最終処分場に関する書類

- ア 位置図、造成計画平面図、立面図、縦断図、横断図および構造図
- イ 設計計算書および汚水処理工程図
- ウ 周囲の地形を明らかにする図面
- エ 地質および地下水の状況を明らかにする図面
- オ 埋立処分計画書
- カ 災害防止計画書
- キ 放流先について説明する図面
- ク 閉鎖後の管理計画書および跡地利用計画書

(5) 施設の維持管理に関する計画に係る書面

- ア 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
- イ 排ガスの性状および放流水の水質の測定頻度に関する事項
- ウ その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

(6) 環境影響調査書（省令第3条の2各号および第11条の2各号に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査するほか、自然環境等へ影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、市長が指定する事項を調査すること。）

(7) 施設の設置および維持管理に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類

(8) 附近見取図（計画予定地の敷地境界から周辺500メートル以内の住民の居住状況が判断できるもの）

(9) 地番図および現況図（計画予定地の位置を朱記したもの）

(10) 計画予定地に係る登記事項証明書（計画予定地が借地である場合は、賃貸契約書等の使用権原を有することを証する書類の写しを添付すること。）

(11) 関係機関（道路管理者、河川および水路等の管理者ならびに水利権者等）との協議が調った旨の書面の写し

(12) その他市長が必要と認める図書

（事前審査）

第10条 市長は、事前審査申請書を受理したときは、速やかに内容の審査を行い、その結果を廃棄物処理施設設置者に対し別記第5号様式の事前審査指導通知書により通知するものとする。

2 廃棄物処理施設設置者は、前項の事前審査指導通知書により、市長から事前審査申請書の内容が法、令、省令および関係法令等の基準に適合せず変更等の指示があったとき、または廃棄物処理施設設置者がその内容を変更するときは、新たに事前審査申請書を作成し、市長に提出しなければならない。

(地域関係者等に対する説明)

第11条 廃棄物処理施設設置者は、前条第1項の規定に基づく事前審査指導通知書において変更等の指示がないときは、速やかに地域関係者等に対して説明会を開催し、事業内容その他必要な事項について説明しなければならない。

2 廃棄物処理施設設置者は、前項に規定する説明会を行ったときは、別記第5号様式の2の説明会実施報告書を市長に提出しなければならない。

3 廃棄物処理施設設置者は、第1項に規定する説明の結果、地域関係者等から出された生活環境保全上の意見について、地域関係者等と協議のうえ、必要に応じて事業計画または法第8条第2項第7号もしくは第15条第2項第7号に規定する維持管理に関する計画もしくは第4条第2項の規定による計画に反映しなければならない。

4 廃棄物処理施設設置者は、前項の規定により計画を変更したときは、速やかにその変更した内容を市長に報告しなければならない。

(地域関係者等の同意)

第12条 廃棄物処理施設設置者は、設置する施設が最終処分場または焼却施設に係るものにあっては、地域関係者等（第2条第8号ウに該当する者を除く。次項および第3項において同じ。）の同意を書面により得なければならない。

2 廃棄物処理施設設置者は、前項の規定に基づく地域関係者等の同意が得られない場合にあっては、同意が得られない理由を記した書面を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の書面の提出があったときは、地域関係者等から意見の聴取を行い、市長が必要と認めるときは廃棄物処理施設設置者に対して事業内容および環境影響調査等の補正（以下「事業内容等の補正」という。）を行わせるものとする。
- 4 廃棄物処理施設設置者は、事業内容等の補正を終えたときは、速やかに地域関係者等に対して説明会を開催し、事業内容等の補正について説明をしなければならない。

（環境保全に関する協定の締結）

第13条 廃棄物処理施設設置者は、廃棄物処理施設の設置等に関し、地域関係者等（第2条第8号に規定する者のうちアおよびウに掲げる者を除く。次項において同じ。）から廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に基づき実施する環境モニタリング結果の公表等の生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、これに応ずるよう努めなければならない。

- 2 市は、地域関係者等が前項に規定する協定の締結をしようとするときは、その内容について必要な助言を行うものとする。

（適用除外）

第13条の2 次の各号に掲げる廃棄物処理施設の設置等については、この要綱の規定は、適用しない。

- (1) 法第9条の3の3の規定により市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が、当該処分を行うために設置する廃棄物処理施設
- (2) 令第7条第8号の2に規定する産業廃棄物処理施設のうち、移動することができるよう設計したもの（粒度調整が可能なアタッチメントを装着したものを含む。）であって、工事現場および工事と一緒にとして管理されている仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置するもの

（一部適用除外）

第13条の3 廃棄物処理施設の設置等のうち、既存の廃棄物処理施設（令第5条の2および第7条の2に該当する廃棄物処理施設を除く。）

を更新する場合であって、当該更新により処理能力が減少するときまたは当該更新による処理能力の増加が 10 %未満であるときはその設置に当たり第 11 条および第 13 条の手続を要しない。

#### 第 4 章 廃棄物処理施設の設置等に関する許可申請および検査等 (廃棄物処理施設の設置等の許可申請等)

第14条 廃棄物処理施設設置者は、第 6 条から第 13 条までの規定に基づく廃棄物処理施設の設置等に係る事前の手続が完了したときは、法に基づく許可申請（処分業施設にあっては、別記第 6 号様式の廃棄物処理施設設置届出書による届出。以下「許可申請等」という。）を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する許可申請等があった場合において、その許可申請等が法、令、省令および関係法令等に適合すると認めるときは、許可証（届出に係るものにあっては、別記第 7 号様式の適合通知書。第 17 条において「許可証等」という。）を交付するものとする。

##### (縦覧等の手続)

第15条 市長は、前条第 1 項の許可申請が最終処分場または焼却施設に係るものである場合にあっては、法第 8 条第 4 項または第 15 条第 4 項の規定に基づき、当該許可申請の内容および縦覧場所を告示するとともに当該許可申請書および法第 8 条第 3 項または第 15 条第 3 項の書類を当該告示の日から 1 月間公衆の縦覧に供するものとする。

2 前項の縦覧場所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 函館市環境部（函館市日乃出町 26 番 2 号）

(2) その他市長が必要と認める場所

(関係市町への通知および意見聴取)

第15条の 2 市長は前条第 1 項の告示をしたときは、法第 15 条第 5 項（法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により関係市町の長に通知し、当該告示に係る施設について生活環境保全上の見地から意見を聴取しなければならない。

2 前項の通知は、次の各号に掲げる市町の長に対して行うものとする。

(1) 生活環境影響調査で、施設の設置による影響が最大となると予測

された地点を管轄する市町

(2) その他市長が特に生活環境保全上関係があると認めた市町

3 第1項の意見は、原則として前条第1項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに聴取するものとする。

(意見書の提出)

第16条 廃棄物処理施設の設置等に関し利害関係を有する者は、法第8条第6項もしくは第15条第6項の規定に基づき、第15条第1項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日まで、環境の保全上の見地からの意見書を市長に提出することができる。

(廃棄物処理施設の設置等の着手)

第17条 廃棄物処理施設設置者は、第14条第2項に規定する許可証等の交付を受けたときは、処理施設の設置等に着手することができる。

(廃棄物処理施設の設置等の検査)

第18条 廃棄物処理施設設置者は、廃棄物処理施設の設置等を完了したときは、遅滞なく法に基づき廃棄物処理施設の使用前検査の申請を行うものとする。ただし処分業施設にあっては、別記第8号様式の廃棄物処理施設使用前検査申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の使用前検査申請があった場合において、設置された廃棄物処理施設と許可または届出の内容とに相違がないか検査を行い、その検査結果を別記第9号様式の廃棄物処理施設使用前検査結果通知書(処分業施設にあっては、別記第9号様式の2の廃棄物処理施設使用前検査結果通知書)により廃棄物処理施設設置者に通知するものとする。

(業の許可申請等)

第19条 前条第2項の規定に基づく検査の結果、許可または届出の内容に適合していることが認められた場合においては、処分事業者は、当該処理施設の使用開始前に一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業もしくは特別管理産業廃棄物処理業の許可の申請を行うものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく許可の申請が法第7条第5項もしくは第10項、第7条の2第2項、第14条第5項もしくは第10項、第14条の2第2項、第14条の4第5項もしくは第10項または第14条の

5 第2項に適合すると認めるときは、許可証を交付するものとする。

## 第5章 廃棄物処理施設の維持管理等

### (使用開始)

第20条 廃棄物処理施設設置者は、法および関係法令等の手続が完了したときは廃棄物処理施設を使用することができる。

2 廃棄物処理施設設置者は、廃棄物処理施設の使用を開始しようとするときは、別記第10号様式の廃棄物処理施設使用開始報告書を市長に提出しなければならない。

### (廃止、休止または再開の届出等)

第21条 廃棄物処理施設設置者は、廃棄物処理施設の使用の一部または全部の廃止、休止または再開（以下「廃止等」という。）をしようとするときは、市長と協議しなければならない。

2 廃棄物処理施設設置者は、前項の規定に基づく廃止等の協議が調ったときは、法に基づく軽微変更等届出書（処分業施設にあっては、別記第11号様式の廃棄物処理施設の廃止等の届出書）を市長に提出するとともに必要な措置を講じなければならない。

## 第6章 雜則

### (事前協議等の有効期限)

第22条 第8条第1項の事前協議通知書により事業計画が適合する旨の通知を受けた場合において、廃棄物処理施設設置者が通知を受けた日から起算して1年以内に第9条第1項に規定する事前審査申請を行わなかつたときまたは第10条第2項の規定により、新たに事前審査申請書を提出しなければならない場合において、同条第1項の事前審査指導通知書の交付を受けた日から起算して1年以内に新たな事前審査申請書が提出されないときは、第6条に規定する事前協議は行われなかつたものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

### (要綱の廃止)

- 2 函館市産業廃棄物処理施設設置等指導要綱（平成6年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。  
(既存の廃棄物処理施設の取扱い)
- 3 この要綱の施行の際、現に存する廃棄物処理施設について、この要綱の施行の日（以下「基準日」という。）における廃棄物処理施設の敷地内（最終処分場を除く。）におけるもので、省令第5条の2各号および省令第12条の8各号のいずれにも該当しない軽微な変更をする場合にあっては、この要綱は適用しない。
- 4 この要綱の施行の際、現に存する廃棄物処理施設について、次に掲げる範囲内において増設する場合にあっては、立地基準は適用しない。
- (1) 最終処分場にあっては、埋立面積および埋立容量が基準日における規模の1.5倍以内の増設で、増設する部分が造成基準および構造基準に適合している場合
- (2) 中間処理施設にあっては、基準日における敷地内で行われるもので、かつ処理能力が基準日の1.5倍以内の増設で、施設が構造基準に適合している場合
- (産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例)

- 5 法第15条の2の5の規定に基づき、届け出をしようとする者については、この要綱を適用しない。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。  
(4町村に存する既存の廃棄物処理施設の取扱い)
- 2 この要綱の施行の際、編入日前の戸井町、恵山町、樫法華村および南茅部町の区域（以下「4町村の区域」という。）に、現に存する廃棄物処理施設（以下「4町村の廃棄物処理施設」という。）について、廃止前の戸井町廃棄物処理施設設置等指導要綱（平成16年9月1日施行），恵山町廃棄物処理施設設置等指導要綱（平成16年9月1日施行），樫法華村廃棄物処理施設設置等指導要綱（平成16年9月1

日施行），または南茅部町廃棄物処理施設設置等指導要綱（平成16年9月1日施行）（以下「4町村の要綱」という。）の施行日における4町村の廃棄物処理施設の敷地内（最終処分場を除く。）において，省令第5条の2各号および省令第12条の8各号のいずれにも該当しない軽微な変更をする場合にあっては，この要綱は，適用しない。

3 4町村の廃棄物処理施設について，次に掲げる範囲内において増設する場合にあっては，立地基準は，適用しない。

(1) 最終処分場にあっては，埋立面積および埋立容量が4町村の要綱の施行日における規模の1.5倍以内の増設で，増設する部分が造成基準および構造基準に適合している場合

(2) 中間処理施設にあっては，増設が編入日における4町村の廃棄物処理施設の敷地内で行われるもので，かつ，処理能力が4町村の要綱の施行日における処理能力の1.5倍以内の増設であって，施設が構造基準に適合している場合

#### 附 則

この要綱は，平成17年1月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は，平成17年3月7日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は，平成23年4月1日から施行する。

（既存の廃棄物処理施設の取扱い）

2 この要綱の施行の際，現に存する廃棄物処理施設（第2条第4号エに掲げるものに限る。）に係る第4条第2項の規定は，当分の間適用しない。

3 この要綱の施行の際，現に存する廃棄物処理施設に係る第4条第4項および第5項の規定は，当分の間適用しない。

#### 附 則

この要綱は，平成29年12月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。